

竜光寺公園複合遊具等設計・設置工事に関する 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、広川町が管理する竜光寺公園（地区公園）の遊具等の長寿命化更新に伴い、複合遊具等設計・設置工事を公募型プロポーザル方式により受注候補者として選定するため、事業者の選定手続等の必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 目的

竜光寺公園は、広川中核工業団地の一角にあり、野球場 1.6haと遊戯施設や園路広場を中心とした 3.1haの公園で構成された、総面積 4.7haの地区公園となっており、これまでに多くの方に来園頂き、様々な利用がなされてきた。公園は平成2年の供用開始から約35年が経過しており、当初より設置されていた遊具等は経年劣化が進み、利用できない遊具がある等、子ども達が安全に安心して遊ぶことが出来ない状況となっていた。このため、令和3年度に広川町公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設の改修を進めているところである。

また、本町では「子どもまんなか」のまちづくりを推進しており、令和6年には、「子ども達が安全で、元気に遊べる場所づくり」を目指して、住民参画による「竜光寺公園整備ワークショップ」が開催され、公園整備に関する提言を受けている。

これらを踏まえ、竜光寺公園のリニューアル改修にあたり、本公園に目玉となる新たな複合遊具等を整備し、子ども達が安全に元気に遊べるように整備するものである。

(2) 工事内容

- ① 工 事 名 : 起工第3号 竜光寺公園 複合遊具等設計・設置工事
- ② 工事場所 : 福岡県八女郡広川町大字新代 1480番地4（竜光寺公園内）
- ③ 工 期 : 契約締結の日から令和8年9月15日まで

ただし、契約締結は広川町議会及び国の繰越承認を受けることを前提とする。

(3) 予算上限額

見積提案上限額 70,000,000円（消費税及び地方消費税の額含む）

※金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。なお、金額を超えた提案は失格とする。

(4) 業務の詳細

本工事は、遊具整備の提案を受けた上で、複合遊具等の実施設計及び施

工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。

ア 複合遊具等の実施設計（詳細図面の作成、構造計算を含む）

イ 複合遊具等の制作

ウ 複合遊具等の設置工事（基礎工事及び土木工事を含む）

エ 複合遊具等の整備に関連する工事（安全対策・注意看板設置等）

オ 休憩施設設置工事（構造計算・基礎工事等を含む）

(5) 要求事項：別紙 公募型プロポーザル要求水準に従うこと

3. 参加資格

本プロポーザルの参加要件は次のとおりである。すべての要件を満たさなければならない。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和6・7年度広川町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
現在、未登録の者は、参加申込書提出期限（令和7年10月22日）までに登録がなされた場合は、登録者として扱う。
- (4) 過去5年間のうちに、本工事と同種又は類似工事について、国又は地方公共団体と契約実績を複数有すること。（請負は元請・下請を問わない）
- (5) 広川町指名停止等措置要綱（平成25年広川町要綱）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (7) 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (8) 建設業法の規定による「とび・土工・コンクリート」又は「造園」の許可を有する者であること。
- (9) 複合遊具等の設計・施工を実施することができる総合的な企画力、技術力を有し、補修部品交換等のメンテナンスに迅速に対応できる業者であること。
- (10) 日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士を有する者が在籍している業者であること。

4. 質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和7年10月1日(水)～同年10月10日(金)17時までとする。

(2) 質問書の提出方法

企画提案に関する質問は、質問書(様式4号)により、電子メールにて提出すること。なお、電子メール件名には「竜光寺公園複合遊具等設置工事 質問」とする。また、必ず本町へのメール着信を電話にて確認すること。

① 提出先メールアドレス toshi@town.hirokawa.lg.jp

② 確認電話番号 0943-32-1142 (都市計画課 都市計画係)

(3) 回答方法

質問者に令和8年10月15日(水)(予定)までに電子メールで回答する。

5. 参加申請

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書類等を以下により提出すること。なお、参加申込書提出期間を過ぎての申し込みは受け付けない。

(1) 受付期間及び提出方法

ア 受付期間：令和7年 10月16日(木)～同年 10月22日(水)

イ 提出方法：持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)

※持参の場合：平日の 8時30分 ～ 17時まで

※郵送の場合：令和7年10月22日(水)必着とする

ウ 提出先：広川町役場(2階)都市計画課 都市計画係

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1

(2) 提出書類

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 配置予定技術者届出書(様式第2号)

ウ 工事实績届出書(様式第3号)

※2020年(令和2年)4月1日から2025年(令和7年)3月31日まで(過去5カ年)に実施した同種の施工実績を記載する。

※記載された案件について、実績を証するものとして、契約書の写しまたは工事履行証明書あるいは工事实績情報システム(CORINS)に基づく登録内容が確認できる書類を添付する。

※工事实績内容確認のため、完成遊具の写真を添付する。

(3) 提出部数 1部

6. 企画提案

参加申込書等を提出し、参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 受付期間及び提出方法

ア 受付期間：令和7年10月29日(水)～同年 11月26日(水)

イ 提出方法：持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）

※持参の場合：平日の 8時30分 ～ 17時まで

※郵送の場合：令和7年11月26日(水)必着とする

リ 提出先：広川町役場（2階）都市計画課 都市計画係

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1

(2) 提出書類

ア 企画提案書（様式第5-1号、様式5-2号）

※提案数は、1社につき1提案とする。

イ 遊具全体の概要図（遊具全体の完成イメージ図A3サイズ・カラー）

リ 複合遊具の概要図（複合遊具のイメージ図A3サイズ・カラー）

エ 提案遊具の配置図及び製品の概略寸法、材質が判る図面（平面図、立面図、側面図）

オ 施工計画書（工程表・施工方法等）

カ その他必要に応じて補足説明資料

※図面はA3片面印刷（縮尺1/100程度）とし、A4サイズに製本

※図面には遊具の高さ等サイズがわかるようにする

キ 見積書（工事費内訳書を添付する）（様式第6-1号、様式6-2）

ク 維持管理ランニングコスト表（任意様式）

※完成後15年間の維持管理費用と保証期間を記載すること

ケ 計画工程表（設計から施工まで）（任意様式）

(3) 提出部数 10部（正本1部、副本9部）及び電子データ（1枚：CD-R）

※副本には、業者名の表示を行わないこと

7. 審査・選定

(1) 選定方法

審査は、企画提案書等の提出書類、見積価格等を提案書評価基準に基づき点数化した評価点に、町内小学校小学生へのアンケート結果の評価点を加えた総合評価点に基づき最優秀提案者を決定する。

(2) 審査会

審査は、町が別に定める委員により組織された「竜光寺公園複合遊具等設計・設置工事プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）が行

う。

(3) 審査

選定は、本要領（6-（2））で提出された企画提案に係る提出書類を基に、審査・点数化し、評点の上位者を選定する。また、提出書類の内、完成イメージのイラストを用いて、小学生へのアンケート調査を行い、発注者が設定した投票方法により投票を行う。

（企画提案ヒアリング予定）令和 7年12月中旬

※参加者が1社の場合においても、審査を実施するものとし、その場合、合計点が70%以上（アンケート評価は含まない。）なければ、交渉権として認めないものとする。

※参加者が1社の場合、小学生へのアンケート調査は行わないものとする。

(4) 契約候補者の選定

審査会が提案書評価基準に基づき審査、点数化したものに小学生へのアンケート結果を踏まえ、最も高い評価となった者（最優秀提案書）を契約候補者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

(5) 選考結果通知

審査結果については、令和 7年12月下旬に企画提案者に通知する。

8. 現地視察

竜光寺公園は、現在、公園のリニューアル工事のため、公園敷地内への立ち入りを規制している。このため、現地視察を行いたい時は、事前に担当者へ連絡を行い、許可を得て現地調査を行うこと。工事区域内への車両の乗り入れは禁止する。

9. スケジュール

項 目	日 時
(1) 公告・実施要領の公表	令和7年9月30日(火)
(2) 質問受付期間	令和7年10月1日(水) ～同年10月10日(金)17時まで
(3) 質問最終回答期限	令和7年10月15日(水)（予定）
(4) 参加申込書提出期間	令和7年10月16日(木) ～同年10月22日(水)17時必着

(5) 参加資格審査結果通知 及び企画提案書提出要請	令和7年10月28日(火)
(6) 企画提案書提出期間	令和7年10月29日(水) ～同年11月26日(水)17時必着
(7) 審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年12月中旬（予定） ※別途通知予定
(8) 審査結果通知	令和7年12月下旬（予定）
(10) 仮契約の締結	令和8年1月上旬（予定）

10. 失格

次のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員または関係者に本企画に対する助言を求めた場合
- (5) 見積書の金額が提案上限額を超えた場合

11. 契約の締結

- (1) 最優秀提案者に選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調の場合は、順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約交渉にあたっては、企画提案者が提案した内容を尊重するが、本業務の達成のため、本町と契約候補者との協議により変更する場合がある。
- (3) 契約締結は、広川町工事請負契約書により締結する。また、印紙代等の費用は、落札者の負担とする。
- (4) 契約締結にあたっては、広川町財務規則に基づいて、契約保証金を納めるか、免除申請を行う必要がある。
- (5) 契約締結は、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年条例19号）第2条の規定による町議会の議決に付さなければならない契約に該当するため、契約候補者との協議調整後に仮契約書に記名押印し、議会（令和8年1月予定）の議決又は、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分により、これを本契約とする。なお、
- (6) 契約工期が、当該年度を超えるため、契約締結は、12月議会での繰越承認が前提となる。
- (7) 前(5)及び(6)について、町議会の議決が得られなかった場合等は、仮契約

は無効となり、契約は成立しない。また、このことで生じた損害については、広川町は一切の責めを負わない。

12. 著作権及び書類等の取り扱い

(1) 著作権

提出された企画提案書及び企画提案に附属する関係書類の著作権は、それぞれ企画提案者に帰属するものとする。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した企画提案者に帰属するものとする。

(2) 提出書類等

本プロポーザルに関する選定、公表及びその他本業務にあたり町が必要と認めるときは、企画提案者の承認を得ずに企画提案書及び企画提案に附属する関係書類等を使用できるものとする。

13. 経費の負担

参加者が本プロポーザルに要した経費は、すべて参加者の負担とする。

14. その他の留意事項

- (1) 町は、契約候補者の審査・選定を行うために必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差し替えおよび再提出は認めない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、広川町情報公開条例（平成14年条例第24号）に基づき、提出書類を開示することがある。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (6) 提出された書類は、企画提案者に無断で本プロポーザルの目的以外で使用しない。
- (7) 工事請負契約が成立するまでの間において、参加申込者が「失格」に該当することとなった場合は、その者と契約を締結しない。
- (8) 本プロポーザルに関し、企画提案者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を順守しなければならない。

15. 担当部署（問い合わせ先）

広川町役場 都市計画課 都市計画係
〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804番地1
TEL：0943-32-1142（都市計画課直通）
FAX：0943-32-4287（他課共用）
E-mail：toshi@town.hirokawa.lg.jp